

○知内町外国人受入事業者助成金交付要綱

平成30年4月26日

要綱第12号

改正 令和4年4月1日要綱第10号

改正 令和4年12月13日要綱第36号

改正 令和5年3月1日要綱第4-2号

改正 令和5年3月22日要綱第6号

(趣旨)

第1条 町内企業等の有する技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」への協力及び本町における担い手、労働力不足の解消と地域経済の活性化を目的に、外国人技能実習生及び特定技能外国人を受け入れる事業者に対し、この要綱の定めるところにより知内町外国人受入事業者助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内に事務所、店舗又は工場（以下「事業所」という。）を有し、事業を営む法人又は個人であって雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けているものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で定義される法人及び個人をいう。
- (3) 外国人技能実習生 出入国管理及び難民認定法（昭和56年法律第86号）別表第1の2に掲げる在留資格「技能実習」をもって活動する者で、当町に住所を有している者をいう。ただし、管理団体等が実施する講習等や指導等の都合上、やむを得ず当町に住所を有することができない場合を除く。
- (4) 特定技能外国人 出入国管理及び難民認定法（昭和56年法律第86号）別表第1の2に掲げる在留資格「特定技能」をもって活動する者で、当町に住所を有している者をいう。ただし、管理団体等が実施する講習等や指導等の都合上、やむを得ず当町に住所を有することができない場合を除く。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成対象者は、第1条に定める目的に基づき、新たに外国人技能実習生及び特定技能外国人を1年以上継続して受け入れする中小企業者等で、次の各号に該当す

るものとして町長が指定した事業者とする。ただし、町長が助成対象者として適当でないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 知内町暴力団排除条例(平成25年条例第23号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営む者でないこと
- (3) 町税及び使用料等の収納事務に係る滞納がないこと
- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと

(指定の申請等)

第4条 前条の規定により、助成対象の指定を受けようとする事業者は、外国人技能実習生及び特定技能外国人を受け入れた日の翌日から2か月以内に、外国人技能実習生等受入助成対象指定申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の期間内に指定の申請ができなかった場合は、理由書を添付して申請しなければならない。
- 3 町長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の適否を決定し、外国人技能実習生等受入助成対象事業者指定通知書(別記2号様式)又は外国人技能実習生等受入助成対象事業者指定不認定通知書(別記3号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 指定事業者は、指定の申請等の内容を変更しようとするときは、遅延なく外国人技能実習生等受入助成対象指定申請変更届(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(助成措置)

第6条 前条の規定により指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)に対して、対象となる外国人の受入れ及び講習等に係る初期経費として、予算の範囲内において、別表1に定める額を助成する。

(端数計算)

第7条 助成金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成措置の申請)

第8条 第4条の規定により助成の措置を受けようとする指定事業者は、助成の対象となる外

国人が基準日（採用日の属する年度の3月1日）に在職する場合、1か月以内に、外国人受入事業者助成金交付申請書（別記5号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、助成金交付決定通知（別記6号様式）又は助成金不交付決定通知書（別記7号様式）により申請者に通知するものとする。

（指定及び助成の承継）

第9条 この要綱による指定及び助成は、相続及び譲渡その他の事由でこれを受ける指定事業者に変更が生じた場合においても、その事業を承継する事業者に対してこれを行う。ただし、町長にその承継の事実を届け出なければならない。

- 2 前項の規定による指定及び助成の承継は、承継の事実が生じた日から、1か月以内に事業承継届（別記第7号様式）を町長に届け出なければならない。

（指定及び助成の取消し等）

第10条 町長は、指定事業者（助成の承継の決定者を含む。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定若しくは助成を取り消すことができる。その際、既に措置した助成の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1)別表に定める交付要件を満たさなくなったとき。
- (2)事業を廃止又は休止したとき。
- (3)町税及び使用料等の収納事務に係り滞納したとき。
- (4)虚偽の申請その他不正な行為により指定を受けたとき。
- (5)その他町長が特に必要と認めるとき。

（調査報告）

第11条 町長は、指定事業者に対して必要な調査を行い、報告を求めることができる

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 改正後の要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 改正後の要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 改正後の要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 改正後の要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

助成区分	助成割合及び 助成上限額	助成措置	交付対象・交付回数
在留資格「技能実習 1号」及び「特定技 能」の受け入れに伴 う初期費用	対象経費の2分の1以 内（助成金上限1人 あたり150千円）	渡航費用（往路） 等、取次費用、健康 診断費用、渡航前・ 入国後講習等費用 等、外国人労働者保 険、実習生講習手当 等その他受入れ及び 講習等に要する経費	採用日の属する年度 の3月1日に在職する 助成対象外国人1名 につき1回限りと し、1事業者につき1 年あたり5名を上限 とする。